

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第66号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第29条第1項各号列記以外の部分中「第231条の2第6項前段」を「第231条の2の3第1項」に、「規定する指定代理納付者」を「規定する指定納付受託者」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「当該指定代理納付者」を「当該指定納付受託者」に改め、同条第3項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第36条の2の見出しを「(指定納付受託者の指定等)」に改め、同条中「指定代理納付者を指定しよう」を「指定納付受託者を指定し、又は指定納付受託者と法第231条の2の3第1項に規定する納付事務について契約を締結しよう」に改める。

第43条の2第4項ただし書中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項前段に規定する指定代理納付者については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

(会計室)